

# 第8回 長野県地域スポーツ・文化芸術活動推進連絡協議会

日 時：令和7年7月10日（火）14：00～16：00

会 場：長野県スポーツ会館

## 1 開会

## 2 教育次長挨拶

## 3 報告事項

- |   |       |
|---|-------|
| (1) 信州地域クラブ活動応援センター認証制度について             | P, 1  |
| ・信州地域クラブ活動応援センター認証制度の概要                 |       |
| ・株式会社アルペン（登録第1号）の支援内容について               |       |
| (2) 地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議 最終とりまとめ | P, 4  |
| (3) 令和6年度実証事業市町村における成果と課題の報告            | 【別紙1】 |
| (4) 令和7年度取組の進捗状況について                    | P, 9  |

## 4 協議事項

- |                                   |       |
|-----------------------------------|-------|
| (1) 地域クラブ活動の相談窓口の設置について           | P, 23 |
| (2) 信州地域クラブ活動認定要件の策定について          | P, 26 |
| (3) 勤務時間内のクラブ指導と地域貢献活動休暇制度の活用について | P, 30 |

## 5 情報提供・その他

- |  |       |
|--|-------|
| (1) 中体連大会参加申請地域クラブ活動の状況（長野県中学校体育連盟）      | P, 33 |
| (2) まつチャレフェスタ！2025（仮称）について               | P, 34 |
| (3) I C Tを活用した地域クラブ活動（オンラインクラブ活動トライアル事業） | P, 35 |
| (4) 各市町村が目指す休日と平日の地域展開のゴール               | P, 36 |
| (5) 中学生期のスポーツ・文化芸術活動アンケートの結果について         | 【別紙2】 |

## 6 閉会

## 1 地域クラブ活動における課題

- 家庭の経済状況に左右されず、すべての生徒がニーズに応じた多様な活動を保証するため、地域クラブ活動には、受益者負担を低廉化するよう県ガイドラインで求めている。
- 県では、指導者の発掘・資質の育成、指導コンテンツの配信、情報共有等、様々な支援に取り組む一方、指導者謝金、物品購入費、保険料など、実際のクラブ運営・活動費の補助は、国からの補助金が大きな財源となっている。
- 現時点では、令和8年度以降は、国からの財政支援は見通しが立っていない。

**持続可能な地域クラブ活動の運営及び受益者負担の軽減には、企業等からの継続的な支援が必要**

## 2 信州地域クラブ活動応援センター認証制度

### 想定している支援

#### 1 指導者・協力者の派遣

- 信州地域クラブ活動指導者リストへの登録
- 地域クラブ活動参加を奨励する社内制度の整備



#### 2 施設・用器具等の貸与

- スポーツ・文化芸術施設の貸与
- 用器具等の貸与



#### 3 クラブ運営や受益者負担の軽減

- 地元の地域クラブ活動に対する寄付
- 用具等の販売割引
- 交通費負担軽減等の取組

### サポーターのメリット

- ◇ 地域貢献する企業のブランドイメージの向上
- ◇ 信州地域クラブ活動応援センターの認証
- ◇ 長野県 S D G s 推進企業登録制度の  
【社会貢献活動】に認証
- ◇ 職場いきいきアドバンスカンパニー  
認証制度の基本項目の要件に該当



# 地域クラブ活動へのご支援をお願いします

長野県では、中学校の部活動の地域展開を進めています。これにあたり、市町村などが主体となって運営される地域クラブ活動に対して、指導者の派遣や運営支援等のご協力をいただけける、サポーター企業・団体様を募集しています。信州の子どもたちに豊かなスポーツ・文化芸術活動の機会が多く提供できるよう、皆様の温かいご支援をお願いします。

## 企業・団体様のメリット

- ◆ 地域に貢献する企業・団体のブランドイメージの向上
- ◆ 信州地域クラブ活動応援サポーターの認証

◇ 長野県SDGs推進企業登録制度【社会貢献活動】の認証

◇ 職場いきいきアドバンスカンパニー認定制度(基本項目)の要件該当



## 具体的な支援の例

### 1.指導者・協力者の派遣

- 信州地域クラブ活動指導者リストへの登録
- 地域クラブ活動への参加の奨励 指導者リストへの登録は こちら▶

### 2.施設・用器具等の貸与

- スポーツ・文化芸術施設の貸与
- 用器具等の貸与 など



### 3.クラブ運営や受益者負担の軽減

- 地元の地域クラブ活動に対する寄付
- 用具販売・施設使用料等の割引
- 交通費負担軽減等の取組 など



サポーター  
登録は  
こちら▶



お問い合わせ  
長野県教育委員会事務局  
[スポーツ] 保健厚生課学校体育係 TEL 026-235-7448  
[文化芸術] 学びの改革支援課義務教育指導係 TEL 026-235-7434



### 3 Alpen Groupの概要と支援内容

**Alpen Group** は、

スポーツをもっと身近に

- ・スポーツの魅力を広め、
- ・スポーツが好きな人に寄り添い、
- ・スポーツの力で世界をもっとワクワクさせていくことを会社の使命と捉え

- 1995年以降、スポーツ用品専門店売上高全国1位
- 全国に400店舗、本県にも7店舗を有する



“次世代のスポーツ好きの育成”のため、**全国初！**部活動の地域展開を支援

**支援No.1 地域クラブがスポーツ用品やチームウェアを購入する際の割引特典**

→アルペングループ10%還元、55,000円以上購入の際10%OFF

**支援No.2 チームメンバー募集のチラシを店舗に掲示**

→「信州地域クラブ活動指導者募集チラシ」を県内各店舗に設置

**支援No.3 カップ戦、大会などを支援**

→「スポーツ・文化芸術活動バイキング体験会」の協賛

**支援No.4 地域クラブ所属の中学生に「地域スポーツ応援割引カード」を配布**

→5%OFFと会員ポイントの付与

## 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめのポイント

### ① 「改革実行期間」の設定

2026年度からの6年間を「改革実行期間」と位置付け、この期間で地域展開を加速させることを目指す

### ② 休日の原則地域展開

休日については原則としてすべての部活動を地域クラブ活動へ展開することを目指す

### ③ 平日の改革推進

平日についても、さらなる地域展開を推進

### ④ 多種多様な活動の保障

生徒のニーズに応じた多様な活動（マルチスポーツ、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション活動など）が地域クラブ活動で実現されることを期待

### ⑤ 質の高い指導者の確保

適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導が提供されるよう、指導者の育成・確保を重要視

### ⑥ 費用負担のあり方

地域展開における費用負担のあり方について、国が具体的な方向性を示す

### ⑦ 学校と地域の連携強化

学校と地域が二項対立ではなく、地域全体で子供たちの活動を支えるというコンセプトが強調

### ⑧ 持続可能な環境整備

将来的な中学生世代の人口減少も踏まえ、地域の実情に応じた多様で持続可能なスポーツ・文化芸術環境の整備を希求

## 1. 改革の理念及び基本的な考え方等

※下記の内容は、公立中学校等の生徒を主な対象としたもの

### （1）改革の理念

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するのが改革の主目的。  
※改革を実現するための手法を考える際には、学校における働き方改革の推進を図ることや良質な指導等を実現することについても考慮。
- 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障。
- スポーツ基本法、文化芸術基本法で、地方公共団体による「地方スポーツ推進計画」、「地方文化芸術推進基本計画」の策定が努力義務とされていることも踏まえ、各地域においてスポーツ・文化芸術施策を総合的に推進する中で、部活動改革も計画的に進められることを期待。

### （2）地域クラブ活動の在り方

- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出することが重要。

#### ＜新たな価値の例＞

生徒のニーズに応じた多種多様な体験（1つの競技種目等に専念しないマルチスポーツや、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む）、生徒の個性・得意分野等の尊重、学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出、地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流、適切な指導者による良質な指導、学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブの指導者による一貫的な指導

- 地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得る。地域の実情等にあった望ましい在り方を見出していくことが重要。
- 民間のクラブチーム等との区別や質の担保等の観点から、国として、地域クラブ活動の定義・要件や認定方法等を示した上で、地方公共団体において認定を行う仕組みを構築していく必要。

### （3）地域全体で連携して行う取組の名称（「地域移行」の名称変更等）

- 上記の理念や地域クラブ活動の在り方等をより的確に表すため、「地域移行」という名称は、「地域展開」に変更。

【コンセプト】①学校内で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていく。 + ②新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とする。  
※学校部活動から地域クラブ活動に転換した場合であっても、地域クラブ活動の実施に当たって、学校施設の活用等、学校との連携は図る必要。

### （4）改革を進めるに当たっての基本的な考え方

- 上記の理念等を幅広い関係者で共有しながら地域展開等に取り組むこと。 ●具体的手法は地域の実情等に応じた多様な選択肢を認めること。
- 活動の場を増やすだけでなく、活動内容の質的向上も図ること。 ●対面とデジタルを最適に組み合わせるなど新たな手段も最大限活用すること。
- 受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方を検討し、国・都道府県・市区町村が支え合いながら適切な支援を行うこと。
- 障害のある子供や運動が苦手な子供等を含め、多様な子供が希望に応じて安心して活動に参加できる環境を整備することが重要であること。
- 地方公共団体等において、地域クラブ活動に関する情報を整理・集約し、学校と連携して、生徒・保護者にきめ細かな情報提供等を行うこと。

## 2. 改革推進期間の成果と課題

- 令和5年度から「改革推進期間」がスタートし、国の実証事業等を通じて、地方公共団体による取組が着実に進捗。既に休日の地域展開を進めている地方公共団体等も存在しており、今後も更に改革が進捗していく見込み。
- 地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた運営形態のモデルや指導者確保等の課題の解決に向けた方策等も見出されている。
- 他方、改革途上にある地方公共団体等も多い。これまでの改革の歩みを止めず、より一層の改革を進めていくことが必要。そのためにも、国において実証事業等の成果と課題の整理・分析を行い、課題の解決方策等も明らかにし、広く普及していくことが重要。

## 3. 今後の改革の方向性

- 地方公共団体が幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通した活動を包括的に企画・調整し、多様な選択肢の中から地域の実情等にあった望ましい在り方を見出し、改革の方針を決定することが重要（生徒・保護者等への丁寧な説明も必要）。  
※休日の地域展開とともに、平日の地域展開もあわせて、できるところから取り組むことなどもあり得る。

改革の進め方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>休日については、次期改革期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。</u> ※地域の実情等を踏まえつつ、<u>できる限り前倒しでの実現を目指すことが望ましい。</u> ※<u>中山間地域や離島など特殊な事情により地域展開に困難が伴う場合等には、国としても、きめ細かなサポートを通じて地域展開を後押し。それでも地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を適切に実施。</u></li> <li>・<u>平日については、各種課題を解決しつつ更なる改革を推進。まずは、国において、地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うとともに、地方公共団体において地域の実情等に応じた取組を進める。</u></li> </ul>
次期改革期間	<p><u>「改革実行期間」（前期：令和8～10年度 ⇒ 中間評価 ⇒ 後期：令和11～13年度）</u></p> <p>※現時点で着手していない地方公共団体においても、<u>前期の間に確実に休日の地域展開等に着手。</u> ※平日の改革については、<u>前期において活動の在り方や課題への対応策等の検証を行った上で、中間評価の段階で改めて取組方針を定め、更なる改革を推進。</u></p>
費用負担の在り方等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>地方公共団体において、地域の実情等に応じて安定的・継続的に取組が進められるよう、受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等を検討する必要（公的負担については国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要）。</u> ※<u>受益者負担の水準については、国において金額の目安等を示すことを検討する必要。</u></li> <li>・<u>企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングをはじめとした寄附等の活用等、新たな財源の確保も有効に組み合わせていくことが重要。</u></li> <li>・<u>家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることのないよう、経済的に困窮する世帯の生徒への支援については確実に措置を行う必要。</u></li> <li>・<u>部活動指導員の配置について、次期改革期間においても一定の範囲で支援を行っていく必要。</u></li> </ul>

## 4. 地方公共団体における推進体制の整備

- 地方公共団体において、専門部署の設置や総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備することが重要。
- 改革を円滑に進めるためには、地方公共団体とともに、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、文化協会、社会教育施設、民間事業者、大学、地域の中学校体育連盟、中学校文化連盟、スポーツ推進委員等と適切に役割分担を行い、幅広い関係者が連携・協働しながら一体となって取組を進める必要。
- 都道府県が広域自治体としてリーダーシップを發揮し、市区町村に対して必要な支援をきめ細かく行うことも重要。
- 一つの市区町村における対応が困難な場合には、複数の市区町村による広域連携の取組を進めることも重要。

## 5. 学習指導要領における取扱い

- 地域クラブ活動は、学校外の活動ではあるものの、教育的意義を有する活動であり、継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障するもの。そのため、地域クラブと学校との連携が大切。
- 実態としては、現時点における地域展開等の進捗状況・見通しを踏まえると、今後、休日を中心に、地域クラブ活動が広く普及・定着していることが見込まれる一方で、当面は、平日を中心に学校部活動が存続する学校も一定程度あることが想定。
- 一方、その指導体制については、地域展開が原則となる休日だけでなく、地域連携も含めて取組が進められる平日についても、地域クラブの指導者又は部活動指導員が指導を担う体制を普及させていくことが重要。
- こうしたことを踏まえ、学習指導要領の次期改訂においては、地域クラブ活動の普及・定着を前提とした記載としつつ、地域展開が困難な場合等に実施される学校部活動に關しても教職員等の負担軽減の視点から一定の記載を行うことが考えられる。
- 今後、このような方向性を踏まえつつ、地域クラブ活動と部活動に関する記載内容についてスポーツ庁及び文化庁において更なる検討・具体化を進めた上で、中央教育審議会に報告されることが期待される。

※なお、学習指導要領解説については、別途、現行ガイドラインの記載等に沿った見直し（学校と地域クラブとの連携等に関する記載の新設等）が令和6年12月に行われている。

※学習指導要領については学校における教育課程の基準であり、現行の部活動についての記載も学校の教育課程との関連を中心に行われているものであることに留意が必要であり、地域クラブ活動と学校との必要な連携など、地域クラブ活動の実施に当たっての留意点等については学習指導要領解説や部活動ガイドラインなどにおいて詳細を記載していくことも考えられる。

## 各論（個別課題への対応等）

### 1. 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備等

- 地域全体での連携体制の整備（地方公共団体と関係団体等との連携・協働、コーディネーターの配置、学校との連携等）
- 運営に関するサポート体制の整備、運営を担う人材の確保・育成
- 組織体制・財政基盤の整備
- ICT活用による運営業務の効率化 等

### 2. 指導者等の質の保障・量の確保

- 多様な人材の発掘・マッチング・配置（人材バンクの設置・運用、大学生の活用促進、希望する教職員の兼職兼業等）
- 適切な資質・能力の保障、人材育成（研修会開催、公認指導者資格の取得促進、指導の手引き作成、適切な処遇の確保等）
- 平日（学校部活動）と休日（地域クラブ活動）の一貫指導 等

### 3. 活動場所の確保

- 学校施設等の有効活用（地方公共団体等による協力等）
- 認定を受けた地域クラブ活動の優先利用・使用料減免等
- 活動場所の管理運営の効率化等（ICT活用、鍵の受渡しの負担軽減、指定管理者制度等の活用、学校施設の複合化等）

### 4. 活動場所への移動手段の確保

- 既存車両の有効活用（スクールバスやスポーツ団体のマイクロバス等）
- 地域公共交通との連携等（運行ダイヤの見直し検討、利用料への補助、AIオンデマンド交通や公共ライドシェアの活用等）
- 多様な政策分野との連携・協働等（介護・福祉・医療等）

### 5. 大会やコンクールの運営の在り方

- 生徒の大会等の参加機会の確保（地域クラブ活動の認定制度の導入に合わせた大会参加規程の見直し、行政・関係団体等による協議の場の設定等）
- 大会に参加する生徒への支援等（交通費・宿泊費の支援等）
- 大会の運営及び引率等の体制整備（地域クラブ活動関係者や保護者等の参画促進、大会運営の外部委託等） 等

### 6. 生徒・保護者等の関係者の理解促進

- 国における取組（ポスター・チラシ・動画等、ポータルサイトやSNS等を通じた広報、説明会・シンポジウム等の開催）
- 地方公共団体等における取組（学校と連携した生徒等へのきめ細かな情報提供等、体験会等の開催、生徒等の希望を把握するためのアンケート調査やワークショップの実施等）

### 7. 生徒の安全確保のための体制整備

- 事故や暴力・暴言等の不適切行為やいじめの防止（指導者・保護者・生徒等への研修等、組織的な体制整備、相談窓口の活用促進等）
- 事故や不適切行為が発生した場合の責任の所在の明確化
- 生徒及び指導者の保険への加入（傷害保険 + 賠償責任保険）

### 8. 障害のある生徒の活動機会の確保

- 多様な地域の関係者の参画（障害者スポーツセンター、地域のパラスポーツ協会、放課後等デイサービス実施事業者等）
- 新たなスポーツ・文化芸術活動の機会の提供
- 障害者対応指導ツール等を活用した指導者の資質・能力の向上

## 県総括コーディネーター等による市町村訪問支援・個別支援

## 1 目的

地域展開の考え方やガイドラインの周知、近隣市町村との広域連携の涉外など、市町村において地域クラブ活動への展開が推進されるよう県総括コーディネーターを2名配置して訪問支援や個別支援を行う。

また、行政事務職員を1名配置し、契約手続きや書類作成等の専門的な事務処理を円滑に進めるとともに、実証事業に取り組む市町村の事務担当者への的確なアドバイスや支援を行う。

## 2 市町村訪問支援・個別支援の状況(計画含む)

4月		
①	4月16日 (水)	辰野町
②	4月18日 (金)	佐久市
③	4月22日 (火)	箕輪町
④	4月23日 (水)	茅野市
⑤	4月28日 (月)	飯綱町
⑥	4月30日 (水)	高山村
計6回 (6市町村)		

5月		
①	5月2日 (水)	筑北村
②	5月8日 (金)	生坂村
③	5月19日 (火)	飯田市
④	5月21日 (水)	山ノ内町
⑤	5月28日 (月)	安曇野市
⑥	5月29日 (火)	小諸市
計6回 (6市町村)		

6月		
①	6月6日 (金)	飯島町・中川村
②③	6月11日 (水)	松川町／大鹿村
④⑤	6月12日 (木)	宮田村／南箕輪村
⑥⑦	6月17日 (火)	平谷村／根羽村
⑧⑨	6月19日 (木)	木祖村／高森町・豊丘村
⑩	6月20日 (金)	喬木村
⑪	6月24日 (火)	下諏訪町
⑫⑬	6月25日 (水)	立科町／東御市
⑭⑮	6月27日 (金)	軽井沢町／御代田町
計15回 (17町村)		

令和7年7月1日現在 27回 (29市町村)

## 3 その他、当面の予定

- 5月22日 (木) 14:00～16:00 中信地区中学校部活動地域展開情報交換会（参集）
- 5月27日 (火) 10:30～12:00 県・市町村総括コーディネーター会議（オンライン）
- 6月 3日 (火) 13:30～15:45 北信地区中学校部活動地域展開情報交換会（オンライン）
- 6月18日 (水) 13:30～15:00 第1回地域展開に関する市町村担当者情報交換会（オンライン）
- 6月23日 (月) 13:30～16:30 上伊那地区中学校部活動地域展開情報交換会（参集）
- 6月25日 (水) 13:30～16:00 東信地区中学校部活動地域展開情報交換会（参集）
- 7月 2日 (水) 13:30～16:30 諏訪地区中学校部活動地域展開情報交換会（参集）
- 7月 3日 (木) 13:30～15:30 飯田下伊那地区中学校部活動地域展開情報交換会（参集）
- 7月10日 (水) 13:30～15:30 第8回長野県スポーツ・文化芸術活動連絡協議会



# 部活動地域展開の周知啓発に係る取組

## 1 目的

- 中学校部活動の新たな地域クラブ活動への速やかな展開に向けて、児童・生徒、保護者、及び地域のスポーツ・文化活動関係団体等へ理解促進を図ることで気運の醸成を図る。

## 2 今年度の主な取組(決定済)

### ① 部活動地域展開フォーラムの開催

期日：12月20日（土）

会場：ホクト文化ホール 小ホール

### ② PTA関東ブロック研究大会 ながの大会 1日目

#### 第7分科会「部活動の地域展開」

期日：10月18日（土）

会場：諏訪市駅前交流テラス すわっチャオ

### ③ 長野県公立小中学校事務職員研修大会

#### 研修Ⅰ 行政説明「本県の部活動の地域展開」

期日：10月30日（木）

会場：長野県総合教育センター

この他、（公財）長野県スポーツ協会主催の各種会議を通じて、県内の各競技団体、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、都市スポーツ（体育協会）等に、情報提供するとともに可能な限り連携・協力をいただくよう隨時依頼しているところ。

### ④ 県政出前講座

→ 令和7年度より新規テーマとして

(新) 地域に中学生期の新たなスポーツ・文化芸術活動の環境を構築しよう～部活動の地域移行～

しあわせ  信州

一人ひとりの学びたいを叶える 長野県（企画振興部）プレスリリース 令和7年（2025年）5月19日

県の取組を職員が説明に伺います！  
『長野県政出前講座』のテーマが決まりました

県民の皆さまの県政に対するご理解と様々な方との協働による県政運営の推進を図るために、「長野県政出前講座」を下記のとおり開講します。

#### 1 長野県政出前講座とは

○職員がオンラインや地域に直接伺い、県の施策について説明・紹介し、県民の皆さんと意見交換を行います。

※県内に在住・在勤・在学する約20名以上のグループが対象です。

○公民館、市民グループ、民間企業、学校など、様々な団体の皆さんにご利用いただいているいます。



【講座の様子】

#### 2 テーマについて

○本年度は、「部活動の地域移行」に関するテーマなど新たに8つの講座を加え、123のテーマの講座をご用意しています。

○テーマの内容や担当課など詳細については、下記URLからご覧ください。

・長野県政出前講座ホームページ (URL)  
<https://www.pref.nagano.lg.jp/koho/demaekouza.html>

# 地域クラブ活動周知啓発・信州地域クラブ活動指導者リスト登録者募集活動

## 1 目的

昨年11月に「信州地域クラブ活動指導者リスト」登録サイトを開設し、現在、約350の方に登録いただいているが、特に登録者の少ない3地域（飯田、大北、木曽）で募集・啓発活動を実施し、登録者数の増加を図る。

## 2 4~6月実施

地 域	日 時	イ べ ント の 名 称	会 場	参 加 者
飯田地域	4月27日（日） 11:00～12:00	ぽおの日曜日2025飯田市	飯田市りんご並木 知久町から松尾町間 及び本町1丁目	武田 育夫 教 育 長 他
大北地域	5月11日（日） 11:00～12:00	アルプスあづみの公園 無料入園イベント日	アルプスあづみの公園 大町市常盤7791-4	清水 篤 教 育 次 長 他
木曽地域	6月 1日（日） 9:30～10:30	第43回南木曽町・妻籠 健康マラソン大会	妻籠町並み交流センターグラウンド 南木曽町吾妻599-1	松本 順子 教 育 次 長 他



# 「信州地域クラブ活動指導者リスト」登録状況 (令和7年7月7日現在)

## ① 指導者・協力者数と性別

男性	女性	計
295名(75.1%)	98名(24.9%)	393名

## ② 指導者・協力者数の年代

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代
0(0.0%)	43(10.9%)	69(17.6%)	126(32.1%)	76(19.3%)	60(15.3%)	19(4.8%)

## ③ 指導・協力可能地域【10広域】 (複数回答可、延べ回答数678件)

長野	北信	佐久	上小	木曾	松本	大北	諏訪	上伊那	飯伊
114 (16.8%)	89 (13.1%)	62 (9.2%)	75 (11.1%)	22 (3.3%)	102 (15.0%)	34 (5.0%)	68 (10.0%)	72 (10.6%)	40 (5.9%)

## ④ 指導者・協力者の別

指導者	協力者	指導者又は協力者
186(47.3%)	65(16.5%)	142(36.2%)

## ⑤ 指導者資格の有無 (教員免許や経験ありは除く)

資格あり	資格なし
180(45.8%)	213(54.2%)

## ⑥ 指導・協力可能な曜日 (複数回答可、のべ回答数1,158件) ※割合は、指導可能曜日／登録者数

月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜	日曜
194(49.4%)	188(46.1%)	201(51.1%)	187(47.6%)	202(51.4%)	331(84.2%)	298(75.8%)

⑦ 指導・協力できる活動（複数回答可）

スポーツ系	
1 野球(硬式・軟式)	46
2 バレーボール	39
3 サッカー(フットサル含む)	31
4 陸上競技(短距離、中長距離、投擲)	30
5 バスケットボール	28
6 ソフトテニス	27
7 ヨガ・ストレッチ・ピラティス等	12
8 柔道	11
9 卓球	10
10 バドミントン	9
11 剣道	9
12 ラグビー	6
13 水泳	5
14 硬式テニス	5
15 合気道	5
16 ソフトボール	5
17 自転車競技(MTB、トラック、ロード、シンクロクロス等)	4
18 登山・スポーツクライミング	4
19 スキー	4
20 フィジカルトレーニング全般	4
21 弓道	4
22 ドッヂボール	2
23 空手	2
24 器械体操	2
25 ハンドボール	2
26 中国武術(少林寺拳法、八極拳)	2
27 セーリング	2
28 ボクシング、ボクササイズフィットネスボクシング	2
29 ボッチャ	2
30 モルック	2
31 スポーツチャンバラ	1
32 スカイルトレイル	1
33 ビーチバレーボール	1
34 ウェイトリフティング	1
35 アーチェリー	1
36 スピードスケート	1
37 アメリカンフットボール	1
38 カヤック	1
39 ゴルフ	1
40 スノーボード	1
41 テコンドー	1
42 パルクール	1
43 運動遊び	1
43種目のべ329人の指導者、協力者	

文化・芸術系	
1 吹奏楽・マーチング	36
2 合唱	17
3 美術(油彩、イラスト、鑑賞、アートセラピー等)	11
4 書道・ペン字	8
5 茶道	7
6 プログラミング、パソコン、電子関連技術、等	7
7 ダンス	5
8 英語・英会話	5
9 軽音楽・ドラム・パークッシュン	4
10 民謡・琴・津軽三味線	4
11 ウクレレ・フラダンス	4
12 写真	4
13 演劇	4
14 家庭科・洋裁・ソーイング	3
15 将棋・囲碁	3
16 科学実験	2
17 朗読・読み聞かせ	2
18 和裁・着付け	2
19 技術	1
20 放送(アナウンス、朗読)	1
21 弁論・討論	1
22 感情教育・自己肯定感・誉め言葉	1
23 カラーコーディネート	1
24 クラシックバレ	1
25 中国語	1
26 国際交流・異文化交流	1
27 弦楽器アンサンブル	1
28 ハーモニカ	1
29 環境問題	1
30 太鼓	1
31 グラフィックデザイナー	1
31分野のべ141人の指導者、協力者	

中学校部活動になかった多様なスポーツ・文化芸術活動の体験機会の可能性を視野に！



# 地域クラブ指導者養成リーダー出前講座事業

## 1 目的

地域振興局単位（10圏域）に県教委が行う指導者養成リーダー研修を受講した指導者養成リーダーを地域クラブ活動に研修講師として派遣し、中学生期のスポーツ・文化芸術活動における充実・生徒の健全な成長を支援する指導者を育成

### ① 指導者の質の向上

指導者が適切な指導技術や知識をもつことで、生徒に対して質の高い指導が提供され、スポーツや文化活動の効果が最適化

### ② 安全管理の徹底

指導者は安全管理の重要性や具体的な方法を学ぶことにより、活動中の事故やケガを防止

### ③ 一貫した指導方針の共有

地域全体で一貫した指導方針や目標を共有することにより、地域クラブ活動が統一された方向性で進められ、生徒にとって一貫性のある学びの場を提供

### ④ 指導者のモチベーション向上

指導者同士の交流や情報共有が促進され、指導者のモチベーションが向上し、地域クラブ活動が活性化

### ⑤ 地域連携の強化

地域のさまざまな主体（学校、地域団体、企業など）の交流・連携により、地域全体での協力体制が強化され、持続可能な地域クラブ活動の実現に寄与

## 2 指導者養成リーダー（派遣講師）一覧

地 域	氏 名	職（前職等）
長 野	新井 孝之	須坂市教育委員会指導主事（前・須坂東中学校長）
	秋山 昇	長野市立長野高等学校参与（前・松代中学校長）
北 信	須山 千才	中野市立延徳小学校校長（元・保健厚生課指導主事）
佐 久	松本 隆	佐久市立野沢小学校校長（前・東信教育事務所学校教育課長）
上 田	畠山 正幸	上田市教育委員会指導主事（前・上田第五中学校長）
木 曾	上田 宏志	一般社団法人木曾教育会事務局長（元・南木曾中学校長）
松 本	輿 幸雄	松本市立丸ノ内中学校教諭（前・筑摩野中学校長）
大 北	中村 恭之	長野市立中条小学校校長（元・スポーツ課指導主事）
諏 訪	飯嶋 政泰	諏訪市立長地小学校校長（前・東信教育事務所生涯学習課長）
上伊那	酒井 修一	飯島町立飯島中学校校長（前・スポーツ課学校体育係長）
飯 伊	野竹 国男	天龍村立天龍中学校校長（元・飯田教育事務所指導主事）

指導者養成リーダーは、その地域にお住いの学校教育・スポーツ指導に精通した現職校長又はOB校長



## 1 目的

地域クラブ活動のスポーツ指導者が抱える専門的課題や悩みに対し、経験豊富なメンターによる個別相談の機会を提供することで、指導スキルの向上、指導者としてのキャリア形成支援、およびメンタルヘルスケアを促進し、もって本県の地域スポーツクラブ活動の振興に寄与することを目的とする。

## 2 事業内容

スポーツ指導者を対象としたメンターによる相談をオンラインで実施する。相談内容は、指導技術、チームマネジメント、選手育成、保護者対応、指導者のキャリアパス、メンタルヘルスなど、多岐にわたる課題に対応。

## 3 相談対象者

以下のいずれかの要件を満たすスポーツ指導者とする。

- 地域スポーツクラブ活動、学校部活動、その他スポーツ団体等で指導を行っている者
- 指導経験の有無、スポーツ指導者資格の有無は問わない



## 4 メンター

本事業の趣旨に賛同し、以下のいずれかの要件を満たす者をメンターとして委嘱する。

(※ 県内プロスポーツチームの関係者を中心にメンターを構成する)

- 豊富な指導経験を有し、優れた実績を持つ者
- 専門分野における知識・経験が豊富である者
- 相談者の成長を支援する意欲とコミュニケーション能力に優れた者

県内プロスポーツチームに依頼



## 5 相談形式

- 面談方法：原則としてオンライン（Zoom等）による相談とする。
- 相談時間：1回あたり60分程度。6人（1人10分程度）の相談を中心に、メンターによるアドバイスを受ける。
- オンライン（Zoom等）による

# アスレティックトレーナー等巡回事業

令和7年（2025年）4月23日付け通知（7教保第80号）にて施行

## 1 目的

- (1) アスレティックトレーナー等を派遣し、選手の健康管理とパフォーマンス向上及び指導者の資質向上を図る。
- (2) 県内トップアスリートや指導者を派遣し、選手の技術力とモチベーションの向上及び指導者の指導力向上を図る。

## 2 対象者と派遣先

- 地域クラブ活動に所属する選手及び指導者・協力者
- 地域クラブ活動又は地域クラブ活動を統括する運営協議会等に派遣（学校への派遣も可）



期日：5月10日（土）

派遣先：千曲坂城クラブ おばすてスイミングクラブ

派遣者：塙田 理恵（旧姓 金藤）さん

（2016年リオデジャネイロ五輪 200m平泳ぎ金メダリスト）

○キック指導については、自分たちの指導が間違っていたことはないことが嬉しかった。しかし、横向きに姿勢を制御しながらのキック練習は新鮮だった。

○スタート台を使ってスタートする時の足の使い方も新鮮だった。

○スタートの練習方法は階段でもできることを教わったから、階段を上がる際は、お尻の周りの筋肉で登ることを意識したい。

○平泳ぎの足は後ろから見て、Wの形にするイメージがもてた。

○ある程度の目標を立てて、その目標を達成するまでの道のりを細かく書くことで今やらなきゃ損することが明確にわかるのを教わった。

県内プロスポーツチームの派遣も依頼

# 大学連携による持続可能な地域クラブ活動推進事業

令和7年（2025年）4月10日 開講式及び第1回講座

## 1 目的

持続可能な地域クラブ活動の運営と大学による地域貢献を目的に、県教育委員会と松本大学が連携し、同大学スポーツ健康学科の学生を中心に、スポーツの指導者を養成する講座を開講する。

## 2 地域クラブ活動ゼミナール（講義・演習）予定（前期分）

	月／日	講座内容と講師（予定）
第1回	4／10 (木)	部活動と地域クラブ活動について考える 講師：県教育委員会保健厚生課教育主幹兼学校体育係長 出口 哲朗
第2回	4／24 (木)	これからの地域クラブ活動のあり方について考える 講師：県教育委員会保健厚生課指導主事 土橋 裕樹
第3回	5／22 (木)	スポーツ指導における暴力・暴言・ハラスメント等の防止について 講師：県教育委員会保健厚生課指導主事 上原 雄次
第4回	5／29 (木)	中学生期の心身の特徴とコミュニケーションについて 講師：スポーツ振興課中信教育事務所駐在指導主事 高木 潤一
第5回	6／12 (木)	スポーツ指導における安全管理と具体的な方法について 講師：県教育委員会保健厚生課指導主事 小山 啓太
第6回	6／26 (木)	熱中症の予防と応急手当の基本等について 講師：県教育委員会保健厚生課指導主事 笠井 佳代子
第7回	7／10 (木)	コンディショニングとスポーツ障害の予防について 講師：（株）Body Conditioning Factory 代表 関 賢一



※ 後期は、実際に地域クラブに出向き指導実習を予定

### 【参考になったこと】

- ・グループワークによって部活動や地域クラブ活動について様々な意見を聞いたこと
- ・部活動の地域移行に至る背景、目的、県の目指す姿、方向性など
- ・部活動の地域移行には様々な課題がある反面、メリットもあること
- ・部活動の功罪は、人や環境によって異なること
- ・先行している市町村やその取り組み
- ・地域クラブ活動に移行にあたり、専門性の高い指導のためには予算や人が必要なこと



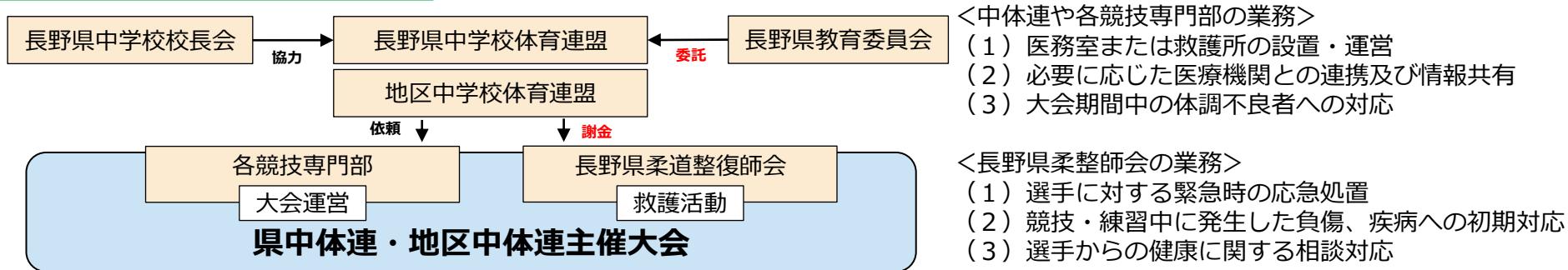
## 中学生期のスポーツ大会における選手の健康管理事業

## 1 背景と事業趣旨

- 中学生は心身ともに大きく成長する時期で、過度な運動や不適切な生活習慣は将来的な健康に悪影響を及ぼす可能性がある。
  - 部活動の地域展開によりクラブチームの中体連大会参加が増加。これまで教員が担ってきた生徒の引率並びに監督及び大会運営の一翼を地域クラブ指導者が担う場面が増加。

中学生期のスポーツ大会において専門的な知見をもつ外部人材を活用し、選手の安全と健康を守り、健全な成長を支援

## 2 事業概要（事業スキーム）



### 3 長野県中学校体育連盟に随意契約をする理由

- (1) 高度な専門性と即時対応能力の必要性  
県中体連は、長年にわたり本県の中学生のスポーツ大会を運営し、選手の健康管理及び緊急医療体制を整備。過去の大会においても迅速かつ的確な対応により、選手の安全確保と競技への復帰を支援した実績が多数あります。
  - (2) 厳格な情報管理と信頼性  
県中体連は、これまでの豊富な実績を通じて、選手のプライバシー保護と情報セキュリティに関する確固たる体制を確立しており、関係者からの信頼も厚い。
  - (3) 大会運営との円滑な連携体制  
県中体連は、過去の主催大会において、大会組織委員会、各競技団体など、関係者との円滑なコミュニケーションと連携体制を構築し、迅速な対応を実現してきました。既存の救護支援団体や医療機関との連携も確立されており、重篤なケースが発生した場合でも、速やかに専門医療機関へ搬送し、適切な治療へとつなぐことが可能。



### 1 取組の背景

#### ① 製造業の盛んな本県

- 日本の中央部に位置する本県は、各主要都市からアクセスしやすく、輸送・交通ともに利便性が高く、精密加工技術・電子技術を有す加工組立型産業を中心とする高い技術力をもつ企業・人材が集積。
- 諏訪地域は信州屈指の工業地域で、明治期には製糸業、戦後は精密機械工業が発展。豊富な水と澄んだ空気は精密機械に適しており、「東洋のスイス」として名を馳せる。
- 本県は全国有数の研究開発拠点

(研究所立地件数は全国8位(2010年~2019年工場立地動向調査の合計)



情報機器製造業  
(情報)

1兆1,163億円



電子部品製造業  
(電子)

7,980 億円



出荷額等に占める  
加工組立型産業の  
構成比

67.4%

長野県の産業「2019年工業統計調査(従業員4人以上の事業所)」より

#### ② 本県製造業の課題

- 製造業の深刻な人手不足

製造業有効求人倍率	全業界有効求人倍率
1.74倍	1.27倍

「一般職業紹介状況(R5.12月分及びR5年分)について」(厚労省)

- 若年人口の転出超過



企 業



モノづくりの人材を地元で育成・採用したい  
若年人口の転出を防止したい

#### ③ 部活動の地域展開

- 2020年、文科省が2023年度以降、休日の部活動を段階的に地域移行する方針を表明
- 2022年、スポーツ庁と文化庁が2023~2025年度を「改革推進期間」とし、「地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す」とする指針を発表
- 2026年、県は「長野県中学席のスポーツ・文化芸術活動指針」並びに「長野県地域クラブ活動推進ガイドライン」を策定
- 部活動廃止方針 長野市R7年7月~ 松本市R8年10月~

加速化  
危 慚

技術部の受け皿が見当たらない  
モノづくりの体験機会の損失

技術科教諭



モノづくり ヒトづくり マチづくり ナガノ の創出

モノづくりの楽しさを伝えたい  
モノづくりをとおして自分らしさを発揮してほしい

## 2 モノづくりの文化継承と部活動の地域展開における戦略的パートナーシップの具現



### モノづくりの文化継承

県内賛同関係者

#### モノづくり支援団体設置予定(一般社団法人)

- (1)ねらい  
モノづくり指導者登録、指導者派遣、若者リーダーの育成
- (2)活動の概要
  - ・中学生対象に技術部の受け皿として週休日・祝日に活動
  - ・モノづくりの指導、イベント等(産業フェアや企業見学)の帯同
  - ・長野県中学生ロボットコンテストの出場を視野に活動
- (3)団体構成員
  - ・技術科の中学校・高等学校教員、工学系大学や高専の教授
  - ・企業(技術、工場見学、資金支援)
  - ・団体(県商工会議所、県経営者協会、信州产学みらい共創会)など

【株式会社戦略デザインラボ代表取締役(CEO CLO) 松本 祐 様の御提案】



### 部活動地域展開の推進

県教育委員会

#### 文化・芸術分野における地域展開の推進強化

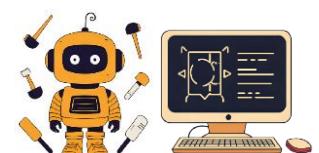
- (1)ねらい  
文化・芸術分野における地域移行が求められているなか、技術部の受け皿となる「モノづくり」の地域クラブ活動の実証事業を通じて、文化・芸術分野の地域移行のモデル化を図り、他の文化・芸術分野における地域展開の推進強化を図る
- (2)事業概要  
県直営の実証事業(国委10/10)として、プロポーザル方式で事業者を選定して再委託契約

【県教委窓口は、文化・芸術分野を所管する学びの改革支援課】

## 文化・芸術系の地域クラブ活動の先進的モデル事例として、今後他の分野にも波及

### 3 取組のスキーム

- 県内2カ所に、ものづくりのクラブを設立  
(北信:長野市立東部中学校 南信:下諏訪町立下諏訪中学校)
- クラブは平日(週1回)、週休日(月1回)の活動を計画中(指導者は各2人を想定)
- 運営経費(指導者謝金、保険料等)は、県負担(国委10/10)、受益者負担(年会費2,000円を予定)、団体独自財源(企業寄付)による財源構成
- 長野県中学生ロボットコンテストへの参加を視野に活動
- 成果報告書を県に提出し、他の文化・芸術団体に成果と課題を共有



### 課題の洗い出し

#### 地域展開に関して県内で課題となっている2点について ※【別紙】参照

- (1) 吹奏楽部の楽器の管理費は今後どのようにしていくのか?
  - ・日頃のメンテナンスや破損した際の修理に掛かる経費について見通しをもてていない自治体が多い。
- (2) 文化部活動の活動場所の管理は今後どのようにしていくのか?
  - ・未定が多いが、外部団体による管理体制を目指す自治体が多い。

### 全国の先進的な取組

#### (1) 楽器の管理費は今後どのようにしていくのか?

##### 維持費 受益者が負担

- ・参加費年額約12万円/人を集金。  
運営主体は保護者会。（富山県富山市）



##### 維持費 学校、市町村教育委員会が負担

- ・学校の備品を使用。劣化対応は学校、町教育委員会が負担する。（神奈川県開成町）



##### 楽器の確保

- ・ふるさと納税の仕組を活用し、自治体を通じて学校などに楽器を寄附する制度。手数料の割合が大きく現在は中止（長野県小諸市）
- ・クラウドファンディングの利用。（栃木県那須塩原市一般吹奏楽団体 ※自治体は関与していない取組）



#### (2) 活動場所の管理は今後どのようにしていくのか?

##### 対応① 公共施設の利用

- ・学校施設は使わず、使用料を免除して市の施設を利用。（埼玉県白岡市）



##### 対応③ 学校施設内にシャッター等を設置

- ・市教育委員会と市長部局が中学校を訪問し検討。普通教室への立ち入りを制限するパーテーション設置。（岐阜市）



##### 対応② 学校施設に専用のセキュリティを設置

- ・別棟にある音楽室に新たなカギを作成。学校の管理外で施設を使用できるよう鍵を役場で管理。（神奈川県開成町）



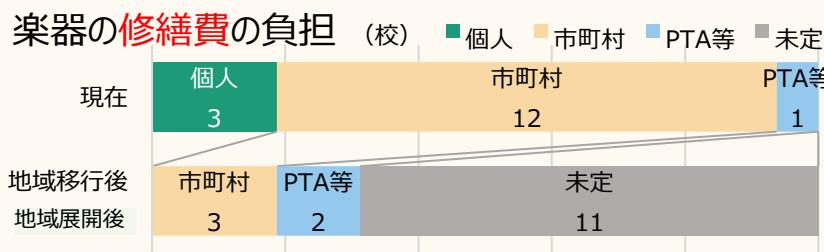
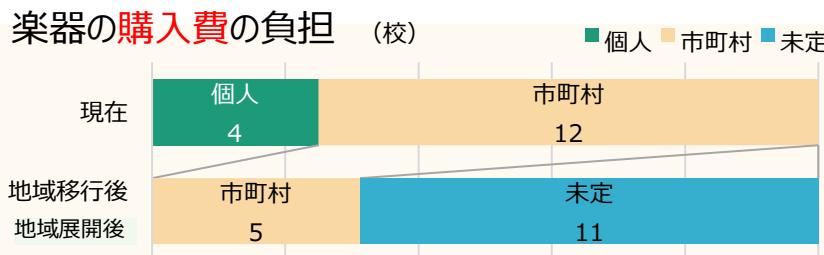
##### 対応④ 複数の教職員が交代制で鍵の管理

- ・兼職兼業をした同一学校内の複数の顧問が交代制で鍵を管理。（秦野市）



### 今後取り組んでいくこと

- ①文化部活動の現状の情報収集（困り感・先行事例等）→市町村、中学顧問、文化部活動関係団体等…8月まで
- ②文化部活動についてのオンライン情報交換会（市町村、中学校顧問）…8月中
- ③長野県芸術文化協会等を通じて、各種民間団体への受け入れ拡大のお願い…10月まで



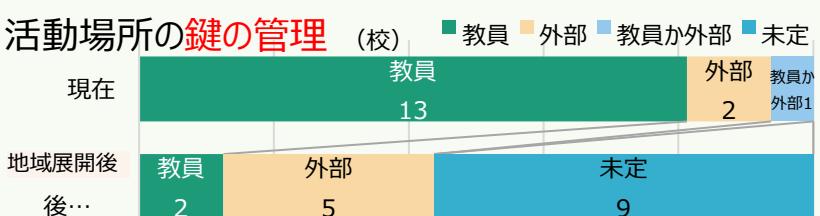
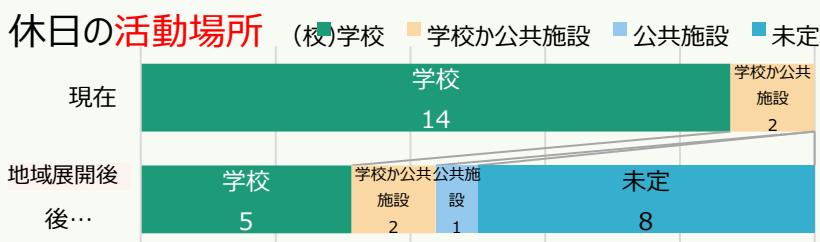
## 担当者、教頭先生にヒヤリングした内容のまとめ

### ■ 現状

- ・小型楽器は個人所有、大型楽器は学校（市町村）備品を使用する傾向にある。
- ・修繕費は、市町村が出しているところが多い（12校）。

### ■ 地域展開後の予定と課題

- ・現時点で、地域展開後については未定が多い（11校）。
  - 「地域展開すると、今のように町から楽器の購入や修繕のための予算をもらう形が難しくなる（南信）
- ・「町で負担。自分で落としてしまった場合などは、保護者と相談した上で個人負担になる場合もある。」（北信）
- ・「地域クラブの中で保護者から活動費を徴収してあてる。」（中信・北信）



## 担当者、教頭先生にヒヤリングした内容のまとめ

### ■ 現状

- ・学校を会場にしている学校が多い（14校）。
- ・鍵の管理は学校の職員が対応することが多い（13校）。

### ■ 地域展開後の予定と課題

- ・「学校職員ではない人が指導で学校施設に入れるように、施設にシャッターなどをつけて、管理棟と切り離す計画。シャッター取り付けの予算化までできている。」（南信）
- ・「学校の活動場所がシャッターで区切られているため、公民館で鍵を借りて管理ができている。2校で取り組んでいるが、大桑村の公共施設を利用することもある。」（中信）
- ・「公民館や文化会館で練習するのが一番望ましいが、打楽器等の大きな楽器の置き場所が課題。」（中信）

## 1 背景

- ・学校部活動の地域展開が進められる中で、県内でも地域クラブを立ち上げる動きが広がってきている。
- ・地域クラブの活動は多様化しており、スポーツ、文化、芸術の各分野にまたがる。
- ・一方、保護者や子どもからの相談対応や、クラブ側の運営の不安など、現場での課題が顕在化しつつある。

## 2 現状の主な課題

課題	内容
トラブル時の対応先が不明確	パワハラ・いじめ・安全管理・金銭トラブルなどが発生した際、学校でも教育委員会でもなく「誰に相談すべきか」不明瞭
地域クラブ側の不安	指導や運営、保護者対応など、クラブ側にも不安がある
保護者・子どもの不安	学校部活動と違い、「誰が責任を持っているのか」「問題があった時にどうすればよいか」が不明瞭

## 3 想定される相談内容と相談先(一例)

- ✓パワハラ、セクハラ等指導者へ対する苦情
- ✓クラブ内のいじめ
- ✓クラブの運営、指導者の確保等
- ✓指導者に対する保護者からの不当な要求等

## 県として相談窓口の設置を検討

- ✓日本スポーツ協会等が開設する相談窓口、県内の文化団体
- ✓県教育委員会心の支援課が開設する相談窓口
- ✓県教育委員会(総括コーディネーター)
- ※県教育委員会が開設している相談窓口を活用していくことも考えられる

## 4 ご意見いただきたい事項

Formsより回答をお願いします

- ・ご自身の分野で懸念される具体的な課題はあるか。
- ・相談窓口に求められる機能、体制にはどのようなものが考えられるかなど。



<https://forms.office.com/r/bQCEJQMfJJ>

# ひとりで なやまないで

～だれかに話してみよう～ (2025年4月現在)

## 総合相談窓口



- **長野県子ども支援センター**  
(長野県文化部こども若者局こども・家庭課)  
子ども専用無料電話 0800-800-8035  
大人専用 026-225-9330  
子どもに関する相談全般に応じています。〔月～土 10:00～18:00〕

## 学校教育、いじめ、不登校など

- **学校生活相談センター** (24時間子ども SOSダイヤル)  
(長野県教育委員会事務局心の支援課)  
0120-0-78310  
いじめや不登校など学校生活に關わる相談に応じています。〔24時間〕

## 電話教育相談

- **長野県総合教育センター** 0263-53-8811  
東信教育事務所 0267-24-5570  
南信教育事務所 0265-72-4647  
飯田事務所 0265-53-0462  
中信教育事務所 0263-47-7830  
北信教育事務所 026-232-7830  
学校生活や不登校など、教育上のあらゆる問題について、保護者や児童生徒からの相談に応じています。〔平日 9:00～17:00〕

## 養育上の悩みや非行・虐待など児童の福祉

- **児童相談所全国共通ダイヤル**  
虐待かとも思った時などに、すぐ児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。〔24時間〕

## 中央児童相談所

- **松本児童相談所** 0263-91-3370  
飯田児童相談所 0265-25-8300  
頭訪児童相談所 0266-52-0056  
佐久児童相談所 0267-67-3437  
児童福祉司や児童心理司などの専門職員が、18歳未満の子どもに関する様々な相談に応じています。〔平日 8:30～17:15〕

## 長野県児童虐待・DV24時間ホットライン

- **(長野県文化部こども若者局こども・家庭課)**  
児童虐待・DV(配信者間暴力)に関する緊急の相談や通告、通報に応じています。〔24時間〕

## 長野県ヤングケアラー専用相談窓口

- **(長野県社会福祉協議会内)** 026-228-4244  
家族のお世話や介護をしている子ども・若者に関する相談に応じています。〔TEL 平日 8:30～17:00〕〔LINE24時間受付〕

## 長野県性暴力被害者支援センター

- **「りんどうハートながの」**  
(長野県文化部人権・男女共同参画課)  
性暴力被害にあわれた方を支援するための相談窓口です。〔24時間〕
- **性犯罪被害ダイヤルサポート110**  
(長野県警察本部内)  
性犯罪に関する被害の相談ができる全国共通ダイヤルです。〔24時間〕※転勤時時間外は当直が対応〕

## インターネットに関する困り事

## 信州ネットトラブルバスター

- ネットトラブルの対応と相談先まとめたWebページです。

## 子どもの非行などの問題行動

- **少年サポートセンター ヤングテレホン**  
(警察本部  
長野中央警察署  
松本警察署  
上田警察署  
伊那警察署)  
少年相談専門職員や警察官が、子どもの非行、いじめや犯罪の被害に關する相談に応じています。  
〔警察本部 : 24時間 ※転勤時時間外は当直が対応〕  
〔その他警察署 : 月～金 8:30～17:15〕

- **警察安全相談 (警察本部広報相談課)**  
026-233-9110 または #9110  
犯罪による被害の未然防止、DV(配信者間暴力)、ストーカー被害等に関する相談に応じています。

- **法務少年支援センター長野**  
善光寺下の青少年心理相談室(長野少年鑑別所内)  
026-237-1123  
非行・問題行動などに、心理の専門家などが相談に応じています。  
〔平日 9:00～12:15 13:00～17:00〕

## 人権の問題

- **こどもの人権110番(長野地方法務局)**  
0120-007-110  
人権擁護委員などがこどもの人権に關わる様々な相談に応じています。  
〔平日 8:30～17:15〕

## 思春期の心の健康

- **長野県精神保健福祉センター**  
026-266-0280  
心の健康や精神医療に關わる相談をはじめ、アルコールや薬物等の依存症、思春期の精神保健に關わる相談、ひきこもり等に關わる相談に応じています。〔平日 8:30～17:15〕

## スポーツにおける暴力行為等相談窓口

- **JSPO(公益財団法人日本スポーツ協会)**  
03-6910-5827  
専門相談員(弁護士)に無料で直接相談ができる窓口です。  
〔平日 13:00～17:00〕

## 民間団体が実施している電話相談

- **チャイルドライン(長野県チャイルドライン推進協議会)**  
0120-99-7777  
18歳までの子どもの声に耳をたむけ、その心を受け止めたり相談に応じたりしています。〔毎日 16:00～21:00〕

## 子育てひどいホットライン(ながの子どもを虐待から守る会)

- **026-268-0008**  
子どもを虐待から守る、虐待をしないための相談に応じています。  
〔平日 10:00～14:00 土 10:00～12:00〕

## いのちの電話 (社会福祉法人長野いのちの電話)

- **長野いのちの電話** 026-223-4343  
松本いのちの電話 0263-88-8776  
誰にも相談できずに苦しんでいる人の悩みに応じています。  
〔毎日 11:00～22:00〕



## スポーツにおける暴力・ハラスメント等相談窓口一覧のご案内

次のページからご案内するのは、選手を始めたとしたスポーツに関わる皆さんが、スポーツにおける暴力・ハラスメント等によって困っている場合に相談できるよう、各団体等が設置している相談窓口です。

1. 競技横断的な相談窓口【P.2～】
  2. 競技別の相談窓口（①スポーツ【P.3～】②障害者スポーツ【P.13～】）
  3. 法務省 人権相談窓口 / 文部科学省 24時間子供 SOSダイヤル【P.19】
- 悩みごとがある場合には、以下の【相談先の具体例】を参考に、一人で悩まず、いつでも各窓口に連絡してください。

### 【相談先の具体例】

- 地域のスポーツ少年団や  
総合型クラブにおける  
困りごとを相談したい場合

日本スポーツ協会へ【P.2】  
<https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid983.html>

各競技団体へ【P.3～】

- 中学校・高校の部活動  
における困りごとを相談  
したい場合

日本中学校体育連盟へ【P.2】  
<https://nippon-chutaien.or.jp/action/>

全国高等学校体育連盟へ【P.2】  
[https://www.zen-koutaien.com/f\\_access.html](https://www.zen-koutaien.com/f_access.html)

各競技団体へ【P.3～】

- 大学の部活動における  
困りごとを相談したい場合

大学スポーツ協会(UNIVAS)へ【P.2】  
<https://www.univas.jp/soudan/>

各競技団体へ【P.3～】

- トップアスリートが困りごと  
を相談したい場合

日本スポーツ振興センターへ【P.2】  
<https://www.jpsport.ao.ip/corp/youmu/tabid/517/Default.aspx>

日本オリンピック委員会へ【P.2】  
<https://www.ioc.or.jp/news/detail.html?id=2491>

各競技団体へ【P.3～】

- 上記の場合も含めて、  
人権侵害、困りごとを  
相談したい場合

人権相談窓口へ【P.19】  
<http://www.moi.go.jp/JINKEN/index.html>

24時間子供SOSダイヤルへ【P.19】  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shoutou/seitoshidou/1397806\\_000003.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shoutou/seitoshidou/1397806_000003.htm)

## 1 地域クラブ活動の認定要件が必要な理由

中学校の教育活動の一環として教員免許の資格をもつ教員が指導者（顧問）の部活動とは異なり現状の地域クラブ活動は・・・

①指導者資格や安全基準が不明確

②活動内容や指導方法が不明確

③運営体制が不明確

④公的支援や諸団体と連携不足

認定要件を満たす地域クラブ活動を支援することで

① 安全性の確保と責任の明確化

② 質の高い活動の保障

③ 持続可能性の確保

④ 公的支援や連携の促進

指導者の資格や経験、活動場所の安全基準、緊急時の対応体制等を確保しすることで、地域クラブ活動の安確保とともに、事故発生時における責任の所在の明確化

活動目標や指導計画の策定、指導者研修の義務付けを認定要件に設けることで、効果的な環境整備につながり、教育的・育成的な側面も重視した活動に期待

適切な受益者負担、会計報告の義務付け、運営委員会の設置等を求めることで、活動の透明性を高め、持続可能な運営体制の構築に資することに期待

認定要件を満たすことで、地方自治体からの補助金や助成金、学校施設の使用許可など、公的な支援を受けやすくなるとともに、学校や他の地域団体との連携も円滑化

## 2 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動に関する実行会議」最終とりまとめと阿部俊子文部科学省大臣の発言から

8月に「地域クラブ活動認定要件」「受益者負担の目安」「R 8当初予算概算要求」を提示（予定）

国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要（最終とりまとめ）

→ 公的負担を投入に値する地域クラブ活動認定要件（判断基準）が必要

国の「地域クラブ活動認定要件」を受け、本県に即した「地域クラブ活動認定要件ガイドライン」を策定

※ 要件に即した地域クラブ活動を認定するのは市町村

## 3 信州地域クラブ活動認定要件ガイドラインの策定スケジュール素案

R7. 8月 国から地域クラブ活動認定要件が示される

R7.12月 第9回県協議会にて「信州地域クラブ活動認定要件ガイドライン（素案）」を提案

R8. 2月 第10回県協議会にて「信州地域クラブ活動認定要件ガイドライン（案）」を提案

R8. 3月 教育委員会定例会にて「信州地域クラブ活動認定要件ガイドライン」を策定

## (参考) 全国の自治体における認定要件

	北海道 北見市	新潟県 妙高市	兵庫県 太子町	静岡県 掛川市	長野県 飯田市	山口県
ガイドラインや部活動方針に準じた適切な活動	○		○	○	○	○
適切な休養日・活動時間	○		○	○	○	○
域内の参加希望の中学生等を広く受け入れる	○	○	○	○	○	
原則として活動拠点は域内の公共施設や学校施設	○	○	○	○	○	
持続可能な運営のため複数の躍進指導者等の体制		○	○	○	○	
規約、年間計画、年間収支予算、役員名簿等の整備	○	○	○	○	○	○
会員から適切な会費の徴収	○	○	○			○
営利を目的としない	○	○	○	○	○	
指導者は研修会を受講		○	○	○	○	○
賠償責任保険への加入		○	○		○	
生徒の所属校との連携・協力		○		○	○	○
ケガや事故、生徒指導上の問題等の責任の帰属			○		○	○
緊急連絡網等、安全確保の体制整備			○	○	○	
人権尊重、体罰・暴言の禁止			○	○	○	

※ 以下の要件は、文部科学省の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」をベースにしながら、文部科学省が事例として紹介している資料（北見市、妙高市、太子町等）を参照。

## 1 活動の目的・対象

- 部活動の地域の受け皿であること
  - ・中学生等を対象に、スポーツまたは文化芸術活動を行う団体であること。
- 専門性の高い指導を目指すこと
  - ・質の高い指導を提供できる体制があること。

## 2 活動内容・運営に関する基準

- 適切な活動時間・休養日
  - ・平日の活動時間は長くとも2時間程度、土日祝日等は3時間程度を基準とすること。
  - ・週当たり2日以上（平日1日以上、週末1日以上）の休養日を設けること。
- 営利を目的としない
- 参加の公平性を担保
  - ・地域クラブ活動に参加する会員（中学生等）が、自由に加入・脱会できること。
  - ・参加を希望する中学生等を広く受け入れ、公平な視点をもって活動が行えること。
- 会費等の透明性を担保
  - ・会費を徴収する場合は、クラブ活動の維持・運営に必要な範囲で設定すること。
  - ・会計報告をする等、会費の取り扱いを明確にしておくこと。
- 規約・会則の整備
  - ・団体の規約、年間活動計画、年間収支予算、役員名簿等を整備していること。

### 3 指導体制・安全管理

#### ○適切な指導者

- ・専門的な知識や指導経験を持つ指導者が複数体制で関わること。
- ・指導者は、体罰や暴言など人権を尊重しない指導を行わないこと。
- ・指導者等は、研修会等に参加すること。

#### ○安全管理・保険加入

- ・参加者全員が、ケガ等を補償する傷害保険や賠償責任保険に加入していること。
- ・適切な実務指導と監督、活動管理、安全管理を行える組織であること。

### 4 地域・学校との連携

#### ○活動拠点の明確化

- ・自治体内の社会教育施設や学校施設等を活動拠点としていること。

#### ○学校との連携

- ・参加中学生（保護者）、学校、教育委員会との連携・協力を図ること。
- ・中体連等の各種大会は、地域クラブとしての参加を原則とすること。

### 5 組織運営

#### ○持続可能な運営体制

- ・複数の役員や指導者が運営に携わるなど、持続可能な運営体制が構築されていること。

#### ○組織としての継続性

- ・個人登録ではなく、団体として活動を継続できる組織であること。

## 1 勤務時間内における教員の地域クラブ活動の指導について

夏休みが近づき、学校から「教員が勤務時間内に地域クラブ活動を指導する場合、職専免 or 年休か？」の声が挙がる

### 【学校部活動】

- ・学校教育の一環として部活動を実施（教育課程外）

（長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針より）

- ・休業期間の半分以上の休養日を設定
- ・できるだけ平日に行うことに配慮
- ・1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度
- ・休業日（学期中の週末含む）は、長くとも3時間程度

### 教育活動に係る業務

### 【地域クラブ活動】

- ・学校外の活動ではあるものの・・・

（部活動改革に伴う学習指導要領解説の一部改正（R6.12））

- ・生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を有する
- ・実施に当たっては、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ活動による教育的機能を一層高めていくことが重要

### 広く教育活動に係る業務？

## 2 教員の職務専念義務免除（職専免）について

- 教育公務員特例法22条2款に基づき、教員が研修やその他の活動のために、授業に支障のない範囲で、校長などの承認を得て勤務場所を離れつゝが認められる制度
- 職専免の例 → 職専免の具体的な内容や手続きは、各自治体の条例で定められている
  - ◆研修：教員が、授業に支障のない範囲で、勤務場所を離れて研修を受ける場合
  - ◆その他：教育委員会が認める、教育活動に関する活動や、人間ドック、一部のボランティア活動など

## 3 自治体の具体的な事例

### 1 神奈川県大磯町（大磯式部活動）

- ・教員が地域クラブ活動に従事する際、町が設立したクラブに登録し、報酬を得て活動。
- ・活動時間が勤務時間内にかかる場合は、職専免の手続きを経て従事。
- ・町教育委員会が一元的に管理し、教員の健康や勤務時間のバランスにも配慮。



### 2 福岡県宗像市

- ・教員が地域クラブ活動に従事する際、教育委員会の許可を得た上で報酬を受けて活動可能。
- ・活動時間が勤務時間内にかかる場合は、校長の承認を得て職専免を申請する形式

## 4 地域貢献活動休暇について

### ○ 総務省の通知により全国の自治体で導入可能に

2024年2月、総務省は全国の自治体に対して「地域貢献活動休暇」を創設できる旨の通知を発出。

### ○ 制度導入は自治体の裁量による

制度の導入は各自治体の判断に委ねられており、具体的な活動内容や休暇日数なども自治体ごとに異なる。

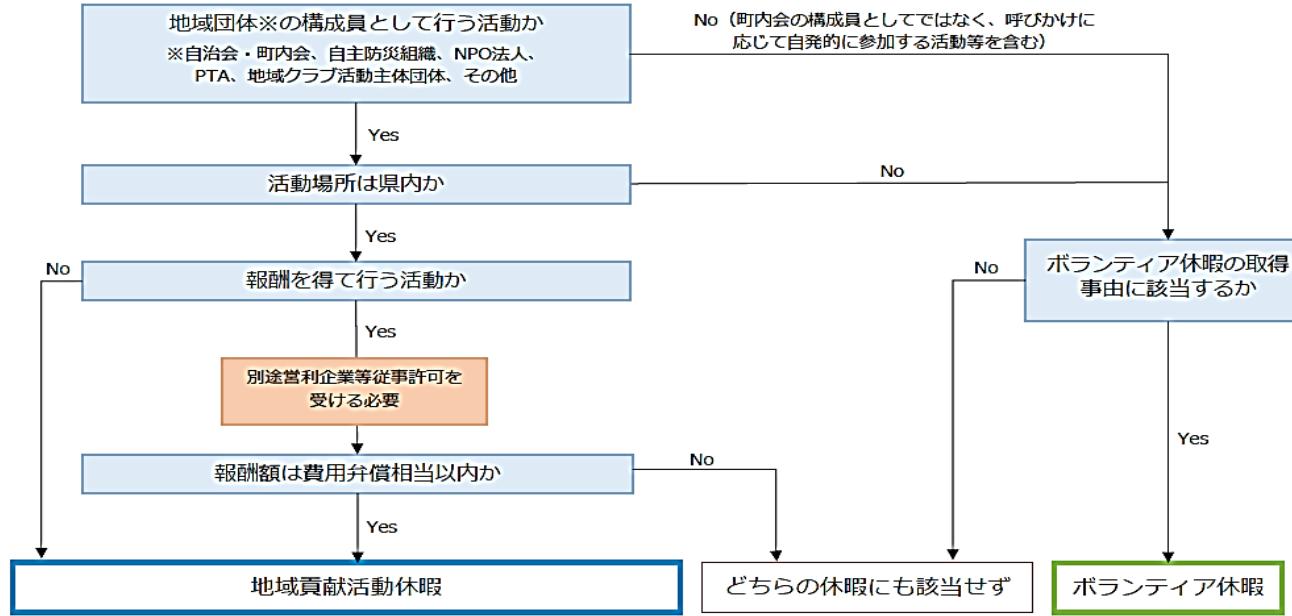
### ○ 広島市では地域貢献活動休暇制度を整備。企業が本制度を導入した場合、市ホームページに掲載等して制度の普及を促進。

**本県では令和7年4月1日より本制度をスタート！！**

## 5 地域貢献活動休暇とボランティア休暇の比較

	地域貢献活動休暇	ボランティア休暇
要件の考え方	主に地域における公的団体等の構成員としての役割を果たすもので、費用弁償程度の報酬を受け、特別休暇を取得	主に <u>社会奉仕</u> をするため、 <u>無報酬</u> で、 <u>特別休暇</u> を取得
要件	次に掲げる団体が <u>県内</u> で行う地域に貢献する活動 ①地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体 ②災害対策基本法第2条の2第2号に規定する自主防災組織 ③PTA・青少年教育団体共済法第2条第1項に規定するPTA ④特定非営利活動法人 ⑤ <u>地域部活動の実施主体として協議会が認定する団体</u> ⑥その他地域住民を主体として構成される団体	自発的に、かつ、 <u>報酬を得ない</u> で行う次に掲げる社会に貢献する活動 ①保健、医療又は福祉の増進を図る活動 ②文化又はスポーツの振興を図る活動 ③環境の保全を図る活動 ④災害救援活動 ⑤子どもの健全育成を図る活動
対象活動	●自治会・町内会活動 ●自主防災組織活動 ●PTA活動 ●NPO活動 ● <u>地域部活動</u> ●地域住民を主体として構成される団体の活動 ●いずれも、その活動の場所又は支援の対象となる者の住所若しくは居所が <u>県内</u> であるものに限る	●要件に記載の活動 ●自治会・町内会活動、自主防災組織活動、PTA活動、NPO活動、地域部活動も要件に記載の活動の範囲内で対象
報酬	有無を問わない※	無
活動時間帯等	正規の勤務時間中（特別休暇）	正規の勤務時間中（特別休暇）
付与日数	5日	5日
備考	※営利を目的とする活動、報酬額が適当でない活動や雇用関係に基づくと認められる活動は対象外 →金銭の受領が発生する場合はまず営利企業従事許可制度（飛び公）を検討し、許可不要とされた活動に限るものである ※なお、受領を認める報酬額水準は別途規定する	

## 6 地域貢献活動休暇 対象活動確認フロー



### (地域貢献活動休暇による活動例)

- ・自治会から謝礼金を受領して、自治会運営に従事
- ・加入する自治会住民の当番制による活動に従事
- ・PTAが開催する役員会議や学校行事のための打合せ会議に出席
- ・認定を受けた総合型地域スポーツクラブが実施する地域クラブ活動において、対価として（一定額以下の）報酬を得て学生の指導に従事

## 7 勤務時間内(特に長期休業中)における教員の地域クラブ活動の指導

- 設置者である教育委員会と校長の判断で、職専免扱いにすることも可能。  
(長期休業中は、「授業に支障のない範囲」にも合致)
- 職専免が困難な場合、「部活動改革に伴う学習指導要領解説の一部改正(R6.12)」における地域クラブ活動の教育的意義と学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ活動による教育的機能の向上といった視点から、地域貢献活動休暇制度を導入し、年次有給休暇としないことが望ましいのではないか？
- 地域貢献活動休暇制度は、1時間単位の取得が可能なため、  
➡ 約8時間×5日=約40時間（平日2時間×20回）

## 中体連大会参加申請地域クラブ活動の状況

継続	陸上	水泳	バスケ	サッカー	ハンド	野球	体操	新体操	バレー	テニス	卓球	バド	ソフト	柔道	剣道	相撲	スキー	スケート	ホッケー	合計
北信	5	1	9	5	1	8	2	1	16	3	4	10	5	6	6	1				83
東信	6	0	1	0	0	1	0	0	2	0	0	3	0	6	0	0				19
中信	4	0	0	1	0	7	1	0	2	1	2	10	0	5	6	1				40
南信	6	0	0	0	0	1	1	3	3	1	1	11	1	4	4	1	1	0	1	38
小計	21	1	10	6	1	17	4	4	23	5	7	34	6	21	16	3	0	1	0	180
承認	21	1	6	6	1	17	4	4	23	5	1	34	6	21	16	3	1	1		170
条件付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0				5
保留	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0
非承認	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0				1
取下	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				4
小計	21	1	10	6	1	17	4	4	23	5	7	34	6	21	16	3	0	1	0	180
辞退	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0				6
出場数	20	1	2	6	1	17	4	4	23	5	6	34	6	21	15	3	0	1	0	169

新規	陸上	水泳	バスケ	サッカー	ハンド	野球	体操	新体操	バレー	テニス	卓球	バド	ソフト	柔道	剣道	相撲	スキー	スケート	ホッケー	合計
北信	6	0	2	4	3	8	1	1	9	6	3	3	0	1	6	0				53
東信	2	0	0	2	0	0	0	0	0	1	1	0	1	3	3	0				13
中信	2	0	0	6	0	1	0	2	0	1	2	4	0	0	4	0				22
南信	2	0	0	0	0	2	1	0	3	1	2	0	2	3	1	1				18
小計	12	0	2	12	3	11	2	3	12	9	8	7	3	7	14	1	0	0	0	106
承認	12	0	1	12	3	11	2	3	9	8	0	7	2	7	13	1				91
条件付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0				3
保留	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0
非承認	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0	0	0	1	0				7
取下	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2	0	1	0	0	0				5
小計	12	0	2	12	3	11	2	3	12	9	8	7	3	7	14	1	0	0	0	106
辞退	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0				2
出場数	12	0	1	12	3	10	2	3	9	8	2	7	2	7	13	1	0	0	0	92

# まつチャレフェスタ！2025（仮称）について

## スポーツ・文化芸術活動バイキング体験会

### 1 趣 旨

- 松本市が登録する地域クラブ活動が一堂に会し、子ども、保護者、市民に対し活動内容を紹介・体験提供するフェアイベントの開催をとおして、「やってみたい！」を引き出し、地域クラブ活動への参加促進と気運の醸成を図る。
- 県では、これまで部活動では経験できなかったスポーツ・文化芸術活動の体験機会を創出することにより、自分に合ったスポーツ・文化芸術活動を見つけて、自分らしく取り組む生徒の育成に資する。

### 2 開催概要（案）

名称：まつチャレフェスタ！2025（仮）  
日時：令和7年9月23日（祝）秋分の日  
会場：信州スカイパーク体育館（松本市神林5300）  
主催：松本市教育委員会  
共催・協力：長野県、長野県教育委員会、地域企業、青年会議所、大学等（予定）  
対象：松本市内の小中学生とその保護者、市民全般  
入場料：無料（体験は一部有料の可能性あり）  
申込：原則不要（一部体験のみ当日先着制など）

学校部活動にあった  
体験入部や仮入部の機会  
に代わり  
地域クラブ活動の体験機  
会の創出を

### 3 実施内容（案）

#### 【松本教育委員会（予定）】

- (1) ブースエリア（体験・展示・紹介）
  - ・まつチャレ登録団体による体験コーナー
  - ・活動パネル、ユニフォーム、道具の展示
  - ・「クラブに聞いてみよう」ブースの設置（登録方法等）
  - ・まつチャレ相談コーナー（登録方法等）
  - ・地域展開コーナー（大学や企業等の協働紹介等）
- (2) ステージエリア
  - ・音楽団体のミニ演奏（マーチングバンド、合唱、和太鼓等）
  - ・「これからのもつチャレ紹介（市の施策紹介）
- (3) 飲食・休憩エリア
  - ・キッチンカーを誘致し親子が楽しめる食の提供
  - ・休憩スペース（マット設置等）での寛ぎ・親子交流空間

#### 【長野県教育委員会（予定）】

- (1) ブースエリア（体験・展示・紹介）
  - ・県内競技団体等による体験コーナーについて
  - ・県内プロスポーツチームコーナー
  - ・地域展開における県の施策コーナー  
「信州地域クラブ活動応援センター認証制度」  
「信州地域クラブ指導者リスト」  
「アスレチックトレーナー等派遣事業」等  
「松本大学スポーツ健康学科地域クラブ活動セミナー」
  - ・親子運動遊び（I A A）
  - ・親子でボディーコンディショニング（B D F）
- (2) ステージエリア
  - ・スポーツ庁長官ビデオメッセージをループ放映
- (3) 飲食・休憩エリア
  - ・キッチンカーを誘致し親子が楽しめる食の提供

## 1 目的

中山間地における指導者的人材不足といった課題の解消を図るため、ICTを活用した取組に関する実証を行い、地域の事情に寄らず、子どもたちが多様なスポーツ・文化芸術活動に参加できる事例創出等を行う。

## 2 業務内容

（1）ICTを活用したオンライン指導を組み合わせた地域クラブ活動（**休日1日2h程度の隔週**）の実施

- ・地域（自治体単位）において1種目ずつ実施
- ・**想定する種目は、ダンス、陸上、バレー、バドミントン、バスケットボールの5種目**
- ・講師及び指導プログラムの選定は、対象種目についての専門知識を有する者

（2）事業実施のための管理運営体制の構築

- ・事業実施のための事業対象者を募集し選定
- ・自治体、教育委員会、学校等との協力体制を構築
- ・事業の実施に当たり、事業対象者の判断により生徒の募集及び保護者説明会を行う
- ・関係者の情報共有を構築
- ・生徒の出席管理及び保護者への連絡体制を構築

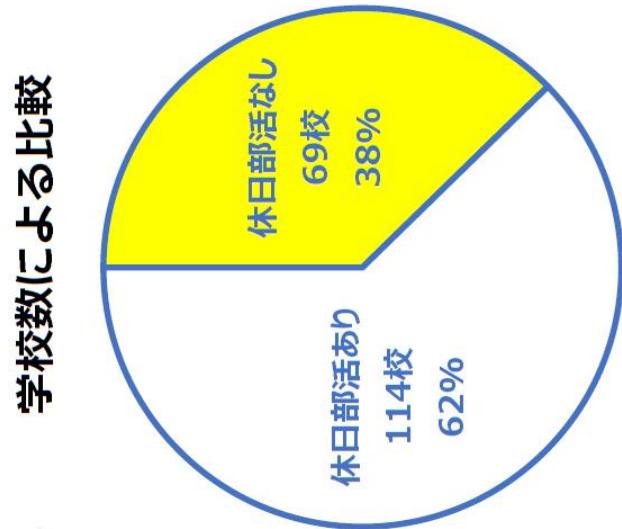
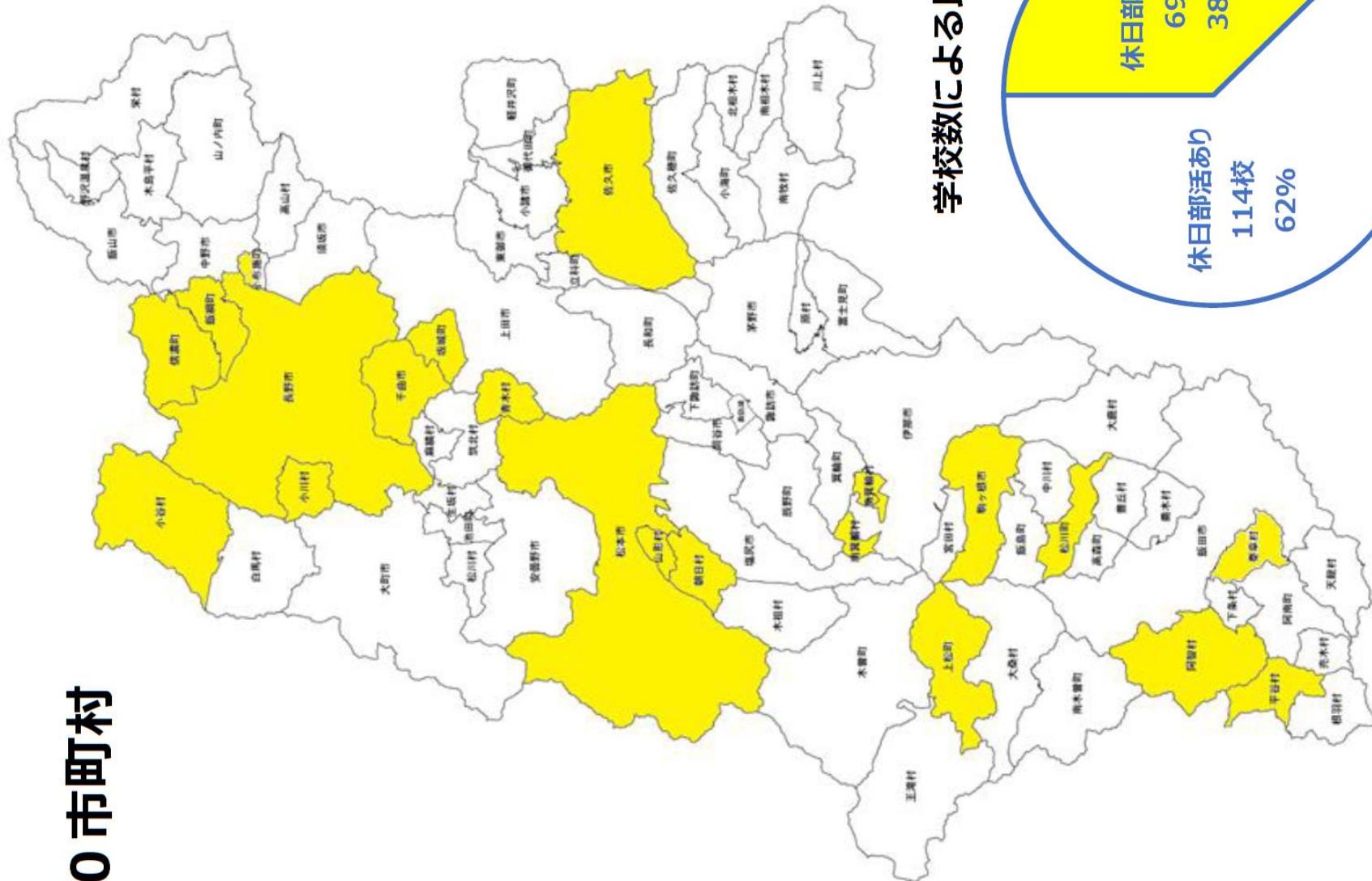
（3）実績報告書の作成

- ・保護者、生徒、指導者等へアンケートにより当該事業で蓄積された知見を整理し、実績報告書を作成

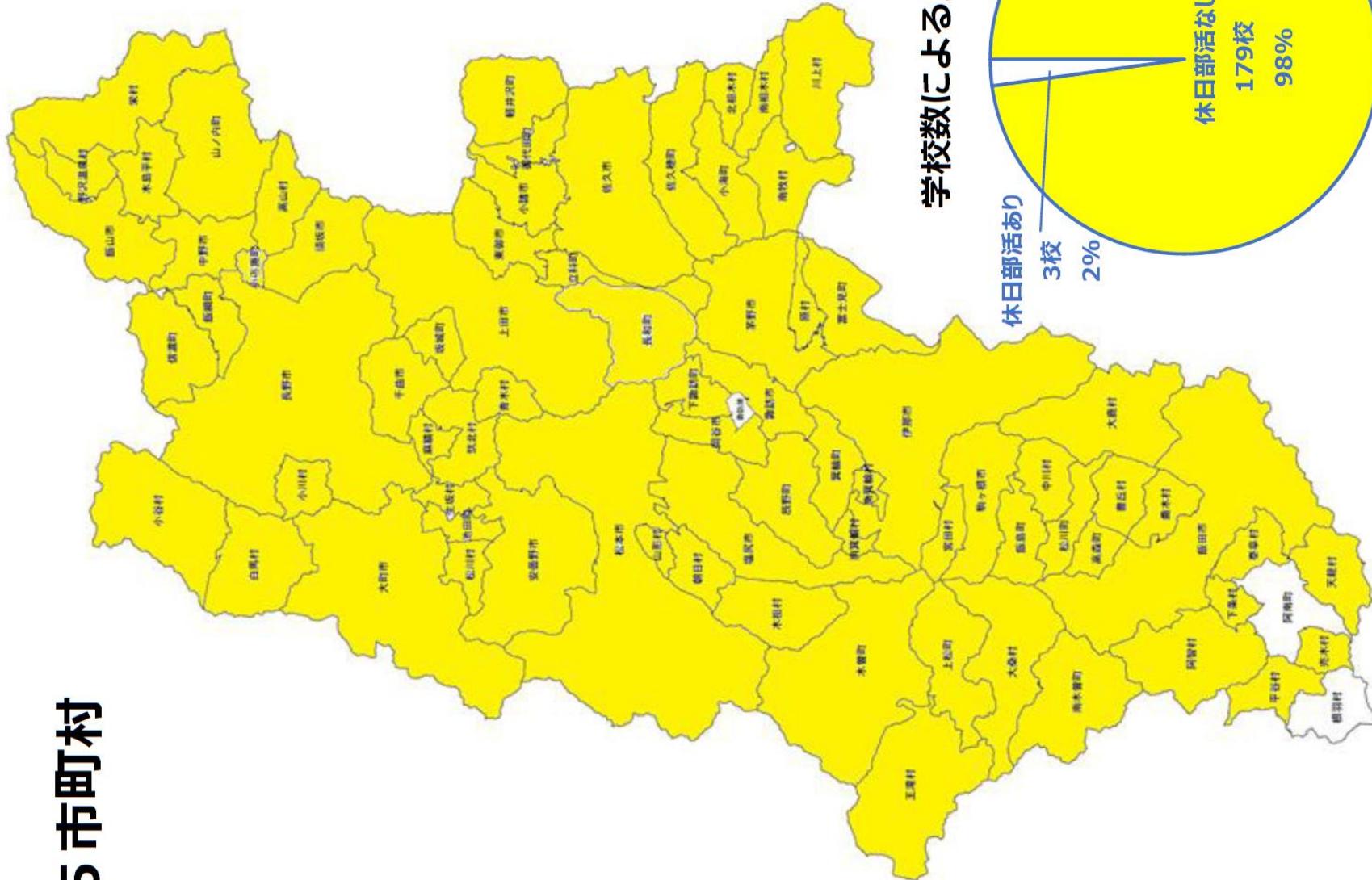
8月下旬より実施予定。  
希望自治体は相談ください。



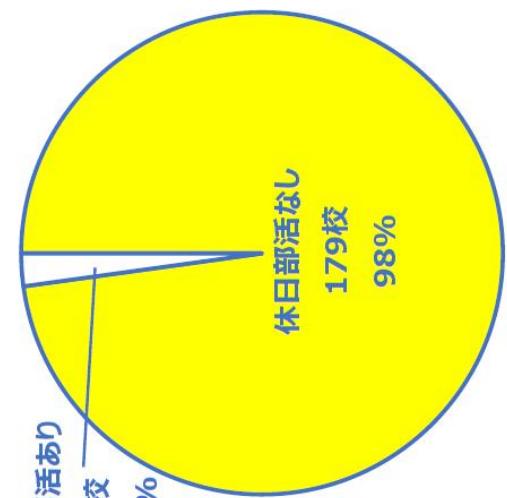
## 20市町村



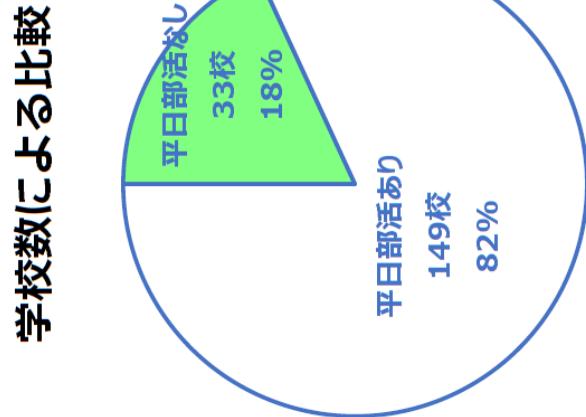
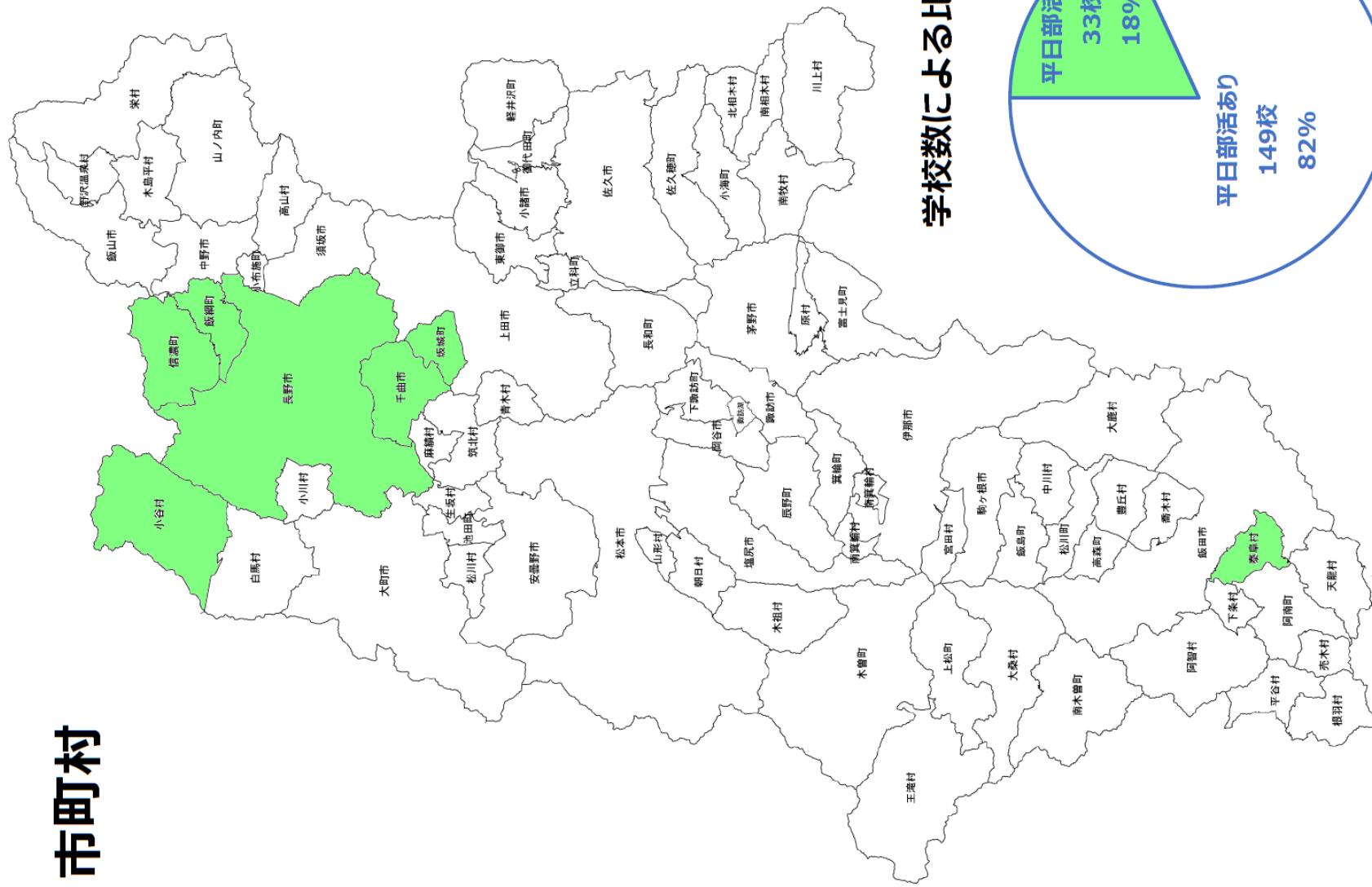
75市町村



## 学校数による比較



# 7市町村



19市町村

